

日本高野連発 17-0064 号  
平成 29 年 11 月 24 日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿  
都道府県高等学校野球連盟  
理事長、専務理事、代表理事 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 八 田 英 二

### 指導者の著作物出版について

昨今、高校野球人気は益々高まっており、世間から大きな注目と関心を寄せられています。一方で、時代の流れや高校野球を取り巻く環境の変化に伴い、様々な課題や問題に対し、対応に苦慮するケースも散見されます。

従前から、整備をしなければならない課題の一つとして、加盟校指導者の中で顕著な実績を残した方や著名な方が記した著作物(指導書や指導方法のDVDなども含む)の取り扱いがあります。

学生野球に関する指導者の著作あるいは指導者がインタビューに応じる等の方法で制作に協力をした著作(以下「学生野球関連出版物」といいます)については、日本学生野球憲章第24条で規則が定められ、解説されています(別紙参照)。

同条では、「学生野球で得た名声」の利用や「商業目的」での利用を防ぎ、かつ、「学生野球の目的」を損なうものでない場合について、出版等の自由を保障するための定めを規定しております。

しかしながら、実態としては、同条3項の当連盟に承認を得ることなく、著者の肩書に「〇〇高校野球部監督」、著作名に「〇〇高校野球部の真髄」等の方法で学生野球に参与している事実を示した学生野球関連出版物が刊行されています。

当連盟が、現時点で把握している範囲では、学生野球関連出版物の中で、「学生野球で得た名声」や「商業目的」での利用と判断しているものは皆無であり、いずれも事前に当連盟に対して、憲章24条第3項に基づく承認手続きが取られていれば、承認がなされたと考えているものです。

この実態は、日本学生野球憲章の適正な履行という点からは好ましいものではなく、憲章にしたがって運営がなされるべきであります。このような実態が生じた原因は、学生野球関係者が出版物の刊行に際して、意図的に憲章の手続きを無視した訳ではなく、憲章24条の趣旨が十分に理解されていなかったことに起因していると考えております。

つきましては、今後は加盟校の指導者等が学生野球関連出版物を刊行する際、当該指導者から各都道府県高等学校野球連盟を通じて、当連盟に学生野球関連出版物刊行承認手続きを行っていただくことを周知徹底し、憲章の定めにしたがった運用を行い、同時に、学生野球関連出版物刊行を企画した者の負担を軽減するため、承認手続きを明確化し、申請書等の書式を整備しますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

以 上

## 指導者の著作物出版について

平成 29 年 11 月 24 日

基本的な考え方：指導者が理念や指導方法、これまでの成功体験を記し、著作（指導書、指導方法のDVDなど）を出版する際、日本高等学校野球連盟に申請し承認を得ることとする。

出版の判断：出版に際し、日本高等学校野球連盟（審議委員会で審議）では、当該指導者等が記載した申請書をもとに日本学生野球憲章の趣旨に合致しているか否かの判断を行う。

指導者の申請：指導者等は出版社などから出版を依頼された際、遅滞なく所属の都道府県高等学校野球連盟を通じて、日本高等学校野球連盟に別紙の申請書にしたがって書類を提出する。

その結果については、日本高等学校野球連盟から都道府県高等学校野球連盟を通じて、当該指導者に結果を通知する。

出版の際の肩書：これまで、著作物の肩書きには「〇〇高校監督」ではなく、「〇〇高校教諭」という表現を使用して出版するよう指導をしてきた。

しかし、これまでに出版された書籍などの内容を見ると、当該指導者が高校野球の指導者を務めていることは明らかであり、今後は表紙に「〇〇高校監督」の表現は制限をしないこととする。

しかし、自身のPRや学校のPRではないという大前提には留意することとする。

報酬について：憲章第 24 条では指導者の報酬について以下の通り解説されている。

学生野球に関わる者は学生野球に関与している事実を示して、「新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版」に関与する場合、報酬を得ることはできない。ただし、出演・取材協力などに対する実費（交通費、宿泊費）または日当（中継放送のゲスト解説に対する社会的な常識の範囲の謝礼など）の支払を受けることは、報酬とは別個のものとして無償の原則に反しない。

したがって、出版等に伴う常識的な範囲の印税、原稿料、取材協力費等については、「実費（交通費、宿泊費）」又は日当（中継放送のゲスト解説に対する社会的な常識の範囲の謝礼等）」と同様に「報酬」とは異なるものとして取り扱うものとする。